

和光市都市公園に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和光市立公園条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>和光市立公園条例</u>（昭和44年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(都市公園以外の公園又は緑地の名称及び位置)</u></p> <p>第1条の2 <u>市立公園のうち都市公園以外の公園又は緑地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置許可等の申請書)</u></p> <p>第2条 <u>条例第8条第1項前段の申請書は、和光市立公園施設設置許可申請書（様式第1号）又は和光市立公園施設管理許可申請書（様式第2号）とする。</u></p> <p>2 <u>条例第8条第1項後段の規定による申請書は、和光市立公園施設設置・管理変更許可申請書（様式第3号）とする。</u></p> <p>3 <u>条例第8条第2項の申請書は、和光市立公園占用許可申請書（様式第4号）とする。</u></p> <p>4 <u>条例第8条第3項の申請書は、和光市立公園占用変更許可申請書（様式第5号）とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(占用許可の軽易な変更)</u></p> <p>第3条 <u>条例第8条第3項ただし書の規則で定める軽易なもの、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>占用物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装</u></p> <p>(2) <u>占用物件の構造を変えない修繕</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>和光市都市公園に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>都市公園法</u>（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び<u>和光市都市公園条例</u>（昭和44年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書)</u></p> <p>第2条 <u>法第5条第2項前段に規定する公園施設の設置の許可に係る申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>法第5条第2項前段に規定する公園施設の管理の許可に係る申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>法第5条第2項後段に規定する変更の許可に係る申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。</u></p> <p>4 <u>法第6条第2項に規定する都市公園の占用の許可に係る申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。</u></p> <p>5 <u>法第6条第3項に規定する変更の許可に係る申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(行為の許可の申請書)</u></p> <p>第3条 <u>条例第7条第2項に規定する都市公園において行う行為の許可に係る申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>条例第7条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>物品の販売その他これに類する行為をする場合 販売品目、販売価格及び販売時間</u></p> <p>(2) <u>業として写真を撮影する場合 営業時間、料金及び撮影機の台数</u></p> <p>(3) <u>業として映画等の撮影を行う場合 撮影時間、撮影のための人員、撮影のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名</u></p> <p>(4) <u>興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、興行のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名</u></p> <p>(5) <u>競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名</u></p> <p>(6) <u>花火、キャンプファイヤー等火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の</u></p>

(行為許可の申請書等)

第4条 条例第9条第1項の申請書は、和光市立公園内行為許可申請書(様式第6号)とする。

2 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
販売品目、販売価格及び販売時間
- (2) 業としての写真、映画等の撮影 撮影時間、
撮影のための人員、撮影に使用する物品及び機
械並びに現場責任者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 興行 興行時間、開催回数、収容予定人員、
料金、興行に使用する物品及び機械並びに現場
責任者の住所、氏名及び連絡先
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類す
る催し 料金又は会費、参集予定人員、競技会
等に使用する物品及び機械並びに現場責任者の
住所、氏名及び連絡先
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する
行為 火気を使用する時間並びに現場責任者の
住所、氏名及び連絡先

3 条例第9条第2項の申請書は、和光市立公園内
行為変更許可申請書(様式第7号)とする。

(許可公園施設等の利用の許可の申請)

第5条 条例第14条第1項の規定による許可公園
施設等の利用の許可の申請は、和光市公共施設予
約システムの利用手続等に関する規則(平成19
年規則第5号。以下「予約規則」という。)で定
めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、
和光市許可公園施設・有料公園施設利用許可申
請書(様式第8号)により利用の許可を申請する
ことができる。

(占用料又は使用料の減免申請)

第6条 条例第17条第2項又は第19条の規定に
より占用料又は使用料(駐車場の使用料を除く。
)の減免を受けようとする者は、和光市立公園占
用料・使用料減免申請書(様式第9号)により、
市長に申請しなければならない。ただし、市長が
特に認める場合は、この限りでない。

(許可書の交付等)

第7条 市長は、次の各号に掲げる許可の区分に応
じ、当該各号に定める許可書を申請者に交付する
ものとする。

- (1) 設置許可等(施設の設置及び管理に限る。)
和光市立公園施設設置・管理許可書(様式第

住所及び氏名

(占用許可の軽易な変更)

第4条 条例第12条に規定する軽易な変更で規則
で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の
色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕

(許可公園施設の使用の許可の申請)

第5条 条例第14条に規定する許可公園施設の使
用の許可の申請は、和光市公共施設予約システ
ムの利用手続等に関する規則(平成19年規則第5
号。以下「予約規則」という。)で定めるところ
による。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、
和光市許可公園施設使用許可申請書(様式第7号
)により使用の許可を申請することができる。

(占用料及び使用料の減免申請)

第6条 条例第21条の規定により占用料及び使用
料の減免を受けようとする者は、様式第8号の占
用料及び使用料減免申請書を市長に提出しなけれ
ばならない。

(許可書の交付等)

第7条 市長は、法第5条第2項前段の規定により
公園施設の設置又は管理を許可したときは様式第
9号の許可書を、法第5条第2項後段及び法第6
条第3項の規定により変更の許可をしたときは様
式第10号の許可書を、法第6条第1項に規定す
る都市公園の占用を許可したときは様式第11号
の許可書を、条例第7条第1項各号に規定する都
市公園内において行う行為の許可をしたときは様
式第12号の許可書を当該申請者に交付するもの
とする。

10号)

(2) 設置許可等（占用に限る。） 和光市立公園
占用許可書（様式第11号）

(3) 設置許可等（施設の設置及び管理並びに占有
の変更に限る。） 和光市立公園（施設設置・
施設管理・占有）変更許可書（様式第12号）

(4) 行為許可 和光市立公園内行為許可書（様式
第13号）

(5) 行為の変更許可 和光市立公園内行為変更許
可書（様式第14号）

2 市長は、予約規則で定めるところにより、許可
公園施設等の利用を許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、和光市許可
公園施設・有料公園施設利用許可書（様式第15
号）を交付することにより、許可公園施設等の利
用を許可することができる。

（使用料の納付）

第8条 条例第17条第3項及び第5項の使用料は、
前条第1項の規定による許可書の交付と同時に納
付しなければならない。

2 条例第17条第4項の使用料は、前条第2項又
は第3項の規定による利用の許可を受けた日から
利用する日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第17条第3項及び第5項の使用料に
係る条例第19条第1項の規則で定める場合は、
次の各号に掲げる減免の区分に応じ、当該各号に
定める場合とする。

(1) 免除

ア 市又は市の教育委員会（以下「市等」とい
う。）が主催する事業に利用する場合

イ 市等が共催する事業のうち、免除事業とし
て市長又は教育委員会の承認を得た事業に利
用する場合

ウ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、
高等学校及び特別支援学校が学校等の行事を
目的として利用する場合

エ 市内の地域活動団体が主催する地域振興事
業に利用する場合

(2) 5割減額

ア 市内の社会福祉法人が利用する場合

イ 市内に住所を有し、次の⑦から⑨までのい
ずれかに該当する者を主たる構成員とする団
体が利用する場合

⑦ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第2
83号）第15条第4項に規定する身体障
害者手帳の交付を受けている者（以下「身
体障害者」という。）

⑧ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第12条に規定する児童相談所又は知的
障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
に規定する知的障害者更生相談所において
知的障害者と判定された者（以下「知的障
害者」という。）

⑨ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律（昭和25年法律第123号）第45条
第2項の規定による精神障害者保健福祉手
帳の交付を受けている者（以下「精神障害

2 市長は、予約規則で定めるところにより、許可
公園施設の使用を許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、和光市許可公園施設
使用許可書（様式第13号）を交付することによ
り、許可公園施設の使用を許可することができる。

者」という。)

ウ 市内に住所を有する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が利用する場合

2 条例第17条第4項の使用料(駐車場の使用料を除く。)に係る条例第19条第1項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる減免の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 免除

ア 前項第1号ア、イ又はウの場合

イ 和光市スポーツ少年団に所属する連盟が主催する市内の大会に利用する場合

(2) 5割減額

ア 和光市体育協会に所属する連盟が主として市民を対象としたスポーツ大会等に利用する場合

イ 前項第2号イ又はウの場合

ウ 市内に住所を有する15歳以下の者を主たる構成員とする団体が利用する場合

3 条例第17条第4項の使用料(駐車場の使用料に限る。)に係る条例第19条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、当該使用料を免除する。

(1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が乗車する自動車(市立公園)を利用するため駐車場を利用する場合

(2) 国、埼玉県その他地方公共団体及び市等が公用のため駐車場を利用する場合

4 駐車場の使用料の免除を受けようとする者は、別に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 市長は、市立公園の利用者の遵守事項を定め、管理上必要があると認めるときは、その都度指示することができる。

(損傷等の届出)

第11条 市立公園の公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第22条第1項の規定により指定管理者が同項各号に掲げる業務を行う場合における本規則の規定の適用については、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定並びに様式第6号から様式第9号まで及び様式第13号から様式第15号まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)、第8条(見出しを含む。)及び第9条(見出しを含む。)の規定並びに様式第9号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第13号から様式第15号まで中「和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)」とあるのは「指定管理者(名称：)を被告として」とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に別紙の別表を加える。

様式第1号から様式第13号までを別紙のように改め、様式第13号の次に別紙の2様式を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第1条の2関係）

名称	位置
浅久保児童遊園地	和光市中央一丁目4758番63
あさかわ公園	和光市中央二丁目4626番13
二軒新田児童遊園地	和光市南一丁目5223番172
越後山児童公園	和光市南一丁目2477番1、2478番7
いどくぼ公園	和光市南一丁目2386番5
かくへいまる公園	和光市南一丁目5139番67
かくへいまる第2公園	和光市南一丁目5138番7
しんでんやま公園	和光市南一丁目5212番7
南滝河原児童遊園地	和光市白子二丁目1200番3
こしのはげ公園	和光市白子二丁目1357番22、同番23
越ノ下公園	和光市白子二丁目1199番3
西むかいやま公園	和光市白子一丁目2114番1
越ノ上わんぱく広場	和光市白子二丁目1364番1
土橋児童遊園地	和光市本町4710番3、同番15
鈴森公園	和光市本町4429番49、同番50
旧白子川児童遊園地	和光市白子三丁目37番地
市場児童遊園地	和光市白子三丁目583番5
市場峡公園	和光市白子三丁目71番2
ふきあげ公園	和光市白子三丁目4417番18
南市場いこいの森	和光市白子三丁目188番2
旧白子川遊歩道	和光市白子三丁目4312番5、同番6
市場下公園	和光市白子三丁目64番2
和光台児童遊園地	和光市新倉二丁目3114番3他2筆
赤池児童遊園地	和光市新倉二丁目3228番1他5筆
牛王山児童遊園地	和光市新倉二丁目2867番9
柿ノ木坂湧水公園	和光市新倉一丁目3781番1他
練田児童遊園地	和光市新倉三丁目2073番1他3筆
坂下湧水公園	和光市新倉三丁目865番1
谷中児童遊園地	和光市下新倉三丁目1923番
宮ノ台児童遊園地	和光市下新倉四丁目2046番3他
天神ヶ谷戸公園	和光市下新倉四丁目878番5
大島公園	和光市下新倉五丁目374番1、同番5

西本村さくら公園	和光市下新倉四丁目 2 1 4 1 番 1
下新倉四丁目公園	和光市下新倉四丁目 2 1 8 0 番 5
外環上部南公園	和光市南二丁目 1 5 3 5 番
外環上部丸山台広場	和光市丸山台二丁目 1 0 4 番
外環花の木広場	和光市新倉二丁目 3 3 1 2 番
外環上部駅北C広場	和光市新倉一丁目 3 7 7 3 番
外環上部新倉二丁目広場	和光市新倉二丁目 3 4 3 1 番